

株主のみなさまへ

2020年度 報告書

2020年4月1日～2021年3月31日

四国電力株式会社

目 次

(第97回定時株主総会招集ご通知添付書類)

事業報告	1
連結計算書類	18
計算書類	20
監査報告書	22

(ご参考)

株式 Information	29
----------------	----

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

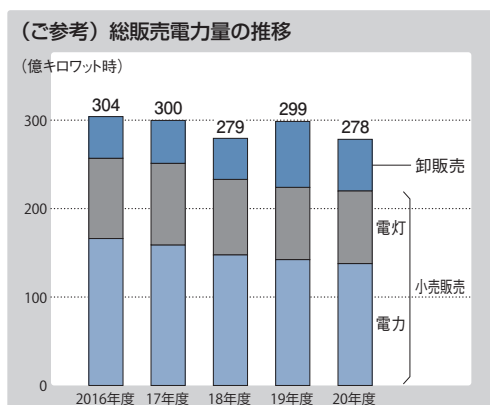
2020年度におきましては、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が、社会経済活動に大きな影響を及ぼしました。わが国経済は、輸出や生産など、一部に持ち直しの動きがみられたものの、総じて厳しい状況が続きました。四国の経済も、全国とほぼ同様の状況で推移しました。

電気事業におきましては、重要な基幹電源である伊方発電所3号機が、昨年1月の広島高等裁判所における運転差止めを命じる仮処分決定により、当年度を通じて停止し、電力需給・収支ともに甚大な影響を受けることとなりましたが、当社は、この決定に対して異議申立てを行い、丁寧な主張・立証を重ね、本年3月に仮処分命令を取り消す決定をいただきました。伊方発電所3号機につきましては、現在、本年10月の運転再開に向けて、安全を最優先に、特定重大事故等対処施設設置工事の早期完了に懸命に取り組んでいるところであります。

こうしたなか、当社グループは、電力の安定供給に万全を期しつつ、徹底したコスト効率の改善により電気事業の競争力強化をはかるとともに、情報通信事業や海外での発電事業、さらには新たな収益源の開拓にも取り組むなど、収益力の維持・向上に努めてまいりました。

当年度の小売販売電力量につきましては、新型コロナウイルス感染症によるマイナス影響などから、前年度に比べ1.8%減の219億86百万キロワット時となりました。また、卸販売電力量は、前年度に比べ21.6%減の58億48百万キロワット時となりました。

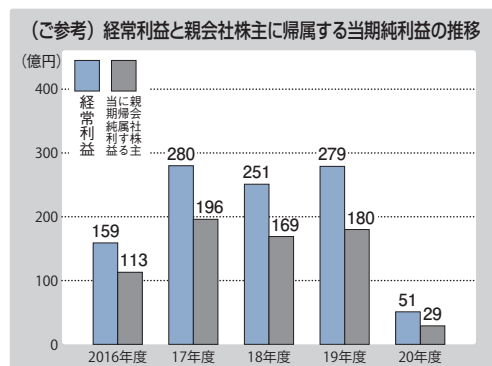
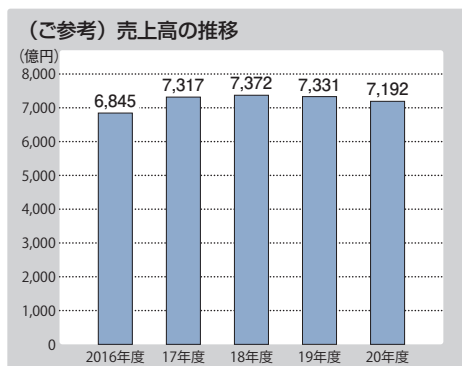
この結果、総販売電力量は、前年度に比べ6.8%減の278億34百万キロワット時となりました。



当年度の連結決算の収支につきましては、営業収益（売上高）は、本年1月の市場価格高騰により卸販売収入が増加したほか、再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく交付金などが増加したものの、燃料費調整額の減少などから小売販売収入が減少したことにより、前年度に比べ1.9%減の7,192億円となりました。

一方、営業費用は、伊方発電所3号機の停止や本年1月の市場価格高騰の影響などにより需給関連費が増加したことから、経営全般にわたる費用削減に努めたものの、前年度に比べ1.5%増の7,127億円となりました。

以上の結果、営業利益は248億円減益の64億円、経常利益は228億円減益の51億円、親会社株主に帰属する当期純利益は151億円減益の29億円となりました。



事業別の売上高（内部取引消去前）の状況は、次のとおりです。

なお、当年度から、従来、「電気事業」としていた事業区分を、「発電・販売事業」および「送配電事業」に区分しており、前年度との比較は、変更後の区分に基づいております。

[発電・販売事業]

発電・販売事業につきましては、再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく交付金などが増加したものの、燃料費調整額の減少などから小売販売収入が減少したことにより、売上高は、前年度に比べ7.1%減の5,807億円となりました。

[送配電事業]

送配電事業につきましては、再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく購入電力量の増加に伴い、卸電力取引所での販売や同制度に基づく交付金が増加したほか、本年1月の市場価格高騰により、市場価格に連動するインバランス料金に係る収入が増加したことなどから、売上高は、前年度に比べ17.7%増の2,151億円となりました。

[その他の事業]

その他の事業につきましては、エネルギー事業における LNG 販売の収入減などから、売上高は、前年度に比べ1.2%減の1,772億円となりました。

(売上高の内訳)

	2019年度 (億円)	2020年度 (億円)	前年度比	
			増減額(億円)	増減率(%)
発電・販売事業	6,249	5,807	△ 442	△ 7.1
送配電事業	1,827	2,151	324	17.7
その他の事業	1,795	1,772	△ 23	△ 1.2
内部取引消去	△ 2,540	△ 2,539	—	—
合 計	7,331	7,192	△ 139	△ 1.9

(2) 設備投資の状況

発電・販売事業につきましては、東日本大震災を踏まえた伊方発電所の追加安全対策工事をはじめ、西条発電所1号機のリブレース工事などを実施いたしました。この結果、設備投資額は、556億円となりました。

送配電事業につきましては、供給信頼度を維持するための設備更新工事などを実施いたしました。この結果、設備投資額につきましては、216億円となりました。

また、その他の事業の設備投資額につきましては、98億円となりました。

(3) 資金調達の状況

当年度の資金調達は、社債650億円、長期借入金505億円、コマーシャル・ペーパー（純増額）100億円の合計1,255億円となりました。

(社債および借入金の内訳)

(億円)

	調 達	返 済	増 減
社 債	650	400	250
長 期 借 入 金	505	308	196
コマーシャル・ペーパー（純増額）	100	—	100
合 計	1,255	708	546

(4) 対処すべき課題

当社グループのコア事業である電気事業におきましては、電力小売全面自由化に伴う競争の進展や新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の停滞など、事業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。

さらに、2050年までにわが国の温室効果ガスの排出を実質ゼロとする政府目標への取り組みや、分散型電源の普及拡大、デジタル化の進展など、電気事業の構造的変化が生じております。

このように事業環境が大きく変化するなか、当社グループは、本年3月、「よんでんグループ中期経営計画2025」を策定いたしました。本中期経営計画におきましては、2030年度を見据えたグループビジョン「暮らしを支えるマルチユーティリティー企業グループ」の実現を目指し、今後5年間で足固めの期間と位置づけ、将来に向けた当社グループの変革と挑戦に係る取り組みと目標を取りまとめております。

当社グループは、事業環境の変化を将来の発展に繋がるチャンスと捉え、保有する経営資源を最大限活用していくとともに、地域や他の事業者の方々とも積極的に連携しながら、電気事業における収益力の向上と新たな事業・サービスの拡大・創出に向けた取り組みを推進してまいります。

① 電気事業における収益力の向上

重要な基幹電源である伊方発電所3号機の運転再開に向けて、特定重大事故等対処施設設置工事の安全かつ早期の完了に全力を尽くすとともに、その他の電源・送配電設備を含めた設備の稼働率向上と効率的な運用をはかってまいります。

電力販売におきましては、グループ外企業も含めた他の商品・サービスとのセット販売の拡大や料金プランの充実など、多様な選択肢を提供することにより、既存のお客さまの繋ぎ止めや四国域外を含めた新たなお客さまの獲得を目指すとともに、電力取引市場の有効活用などにより、収益力の向上に努めてまいります。

加えて、低・不稼働設備の休廃止や集約化、資機材等の調達コストの低減、新技術を活用した業務の抜本的見直しなどにより、最適な設備形成と事業運営の効率化を徹底して進めてまいります。

② 情報通信事業など成長事業の拡大と新たな事業・サービスの創出

電気事業以外の分野におきましては、情報通信事業や海外でのエネルギー事業を中心に、今後成長が期待できる事業の一層の拡大と収益性の向上をはかってまいります。

さらに、スタートアップ企業を含む幅広い事業者の知見なども活用し、エネルギー利用の高度化・多様化を推進するとともに、四国の地域課題解決を起点とした新たな事業・サービスの創出に取り組んでまいります。

また、当社グループは、今後も、ESG（環境・社会・ガバナンス）やSDGs（持続可能な開発目標）など、持続的な企業価値創出に繋がる取り組みを積極的に進め、株主・投資家の皆さまをはじめとするステークホルダーの方々から信頼され、評価・選択される企業グループを目指してまいります。

特に、脱炭素社会の実現に向けては、エネルギー供給を支える責任ある事業者として、安全確保を大前提とした原子力の最大活用や再生可能エネルギーの開発・導入拡大、火力発電の高効率化・次世代化などによる「電源の低炭素化・脱炭素化」、さらには、産業・運輸部門も含めた電化の推進やエネルギー利用の高度化・多様化、送配電設備や需給運用の最適化による「電気エネルギーのさらなる活用」を推進してまいります。これらの取り組みを通じて、当社のCO₂排出量を、2013年度に比べ、2030年度に半減し、2050年に実質ゼロ（カーボンニュートラル）とすることに挑戦してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも、当社グループの事業に対し、なお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
売上高(億円)	7,317	7,372	7,331	7,192
営業利益(億円)	292	257	312	64
経常利益(億円)	280	251	279	51
親会社株主に帰属する当期純利益(億円)	196	169	180	29
1株当たり当期純利益(円)	95.55	82.53	87.92	14.58
総資産(億円)	13,302	13,539	13,736	14,304
総資産利益率(%)	2.7	2.4	2.5	0.8
自己資本当期純利益率(%)	6.4	5.4	5.6	0.9
自己資本比率(%)	23.5	23.6	23.6	22.8

(注) 総資産利益率は、経常利益に支払利息を加えた事業利益に基づき算出しております。

(6) 重要な企業再編等の状況

当社は、2020年4月1日に、当社が営む一般送配電事業を吸収分割により四国電力送配電株式会社に承継させました。

(7) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
四国電力送配電株式会社	百万円 8,000	% 100.0	一般送配電事業
株式会社 S T N e t	3,000	100.0	電気通信サービス、情報システムサービス
株式会社ケーブルメディア四国	2,000	70.0	有線テレビジョン放送、電気通信サービス
ケーブルテレビ徳島株式会社	499	75.6	有線テレビジョン放送、電気通信サービス
四国計測工業株式会社	480	100.0	計測機器等の製造・販売
坂出 L N G 株式会社	450	70.0	LNG の貯蔵・気化
四電エンジニアリング株式会社	360	100.0	電気・機械・土木・建築工事の設計・施工
四電ビジネス株式会社	300	100.0	ビル賃貸、機器・資材等の販売

(注) 1. 連結子会社12社のうち、資本金1億円超の8社を記載しております。

2. 出資比率には、子会社を通じた間接保有を含んでおります。

② 重要な関連会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社 四 電 工	百万円 3,451	% 30.8	配電・送電等の電気工事の設計・施工
YN Energy Pty Ltd	1,200 (千豪ドル)	50.0	石炭の調達・販売・トレーディング

(8) 主要な事業内容

事業区分		主要な事業内容
電気事業	発電・販売事業	電力供給
	送配電事業	
その他の事業		電気通信サービス，情報システムサービス，有線テレビジョン放送，電気・計測機器等の製造・販売，LNGの貯蔵・気化・供給，電気・機械・土木・建築工事の調査・設計・施工，ビル賃貸，機器・資材等の販売，研究開発，熱供給，国際事業の管理

(9) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

- a. 本店 (香川県高松市)
- b. 支店等 徳島支店 (徳島県徳島市) 高知支店 (高知県高知市)
愛媛支店 (愛媛県松山市) 香川支店 (香川県高松市)
東京支社 (東京都千代田区)
- c. 発電所 [水 力]
- | | |
|-------------|-----------------|
| 本川発電所 (高知県) | 615,000キロワット |
| 蔭平発電所 (徳島県) | 46,650キロワット |
| 平山発電所 (高知県) | 44,400キロワット |
| 広野発電所 (徳島県) | 36,500キロワット |
| 大渡発電所 (高知県) | 33,000キロワット |
| (他 52ヵ所 | 377,346キロワット) |
| (合 計 | 1,152,896キロワット) |
- [火 力]
- | | |
|-------------|-------------------------|
| 坂出発電所 (香川県) | 1,385,000キロワット (石油, ガス) |
| 阿南発電所 (徳島県) | 900,000キロワット (石 油) |
| 橘湾発電所 (徳島県) | 700,000キロワット (石 炭) |
| 西条発電所 (愛媛県) | 406,000キロワット (石 炭) |
| (合 計 | 3,391,000キロワット) |
- [原子力]
- | | |
|-------------|--------------|
| 伊方発電所 (愛媛県) | 890,000キロワット |
|-------------|--------------|
- [太陽光]
- | | |
|-------------|------------|
| 松山発電所 (愛媛県) | 2,042キロワット |
|-------------|------------|

② 重要な子会社の主要な事業所 (本店)

- | | |
|--------------------|-------------|
| a. 四国電力送配電株式会社 | 香川県高松市 |
| b. 株式会社 S T N e t | 香川県高松市 |
| c. 株式会社 ケーブルメディア四国 | 香川県高松市 |
| d. ケーブルテレビ徳島株式会社 | 徳島県徳島市 |
| e. 四国計測工業株式会社 | 香川県仲多度郡多度津町 |
| f. 坂出 L N G 株式会社 | 香川県坂出市 |
| g. 四電エンジニアリング株式会社 | 香川県高松市 |
| h. 四電ビジネス株式会社 | 香川県高松市 |

(10) 従業員の状況

事業区分	従業員数（前年度末比増減）
発電・販売事業	2,244名（51名減）
送配電事業	2,079名（13名増）
その他の事業	3,827名（45名増）
合計	8,150名（7名増）

(11) 主要な借入先

借入先	借入金残高
日本生命保険相互会社	601 ^{億円}
株式会社伊予銀行	420
株式会社百十四銀行	420
明治安田生命保険相互会社	340
株式会社みずほ銀行	340
株式会社日本政策投資銀行	250
株式会社四国銀行	200
株式会社三菱UFJ銀行	185
株式会社阿波銀行	135
全国共済農業協同組合連合会	100

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 7億7,295万6,066株
- ② 発行済株式の総数 2億2,308万6,202株
- ③ 株 主 数 81,306名
- ④ 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	13,131 ^{千株}	6.33 [%]
株 式 会 社 伊 予 銀 行	8,851	4.26
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	8,778	4.23
住 友 共 同 電 力 株 式 会 社	7,062	3.40
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	6,986	3.37
高 知 県	6,230	3.00
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	5,923	2.85
四 国 電 力 従 業 員 持 株 会	4,693	2.26
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	4,001	1.93
株 式 会 社 四 国 銀 行	2,749	1.32

(注) 持株比率は、自己株式(15,550千株)を控除して計算しております。

- ⑤ 2020年度に職務執行の対価として会社役員に給付した株式の状況
 - 給付株式数 3,000株
 - 給付対象者数 1名

(注) 社外取締役でない取締役(監査等委員である取締役を除く。)であった者に対する株式報酬として給付したものであります。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の氏名等

氏 名	地 位 お よ び 担 当
佐 伯 勇 人	取締役会長
長 井 啓 介	取締役社長 社長執行役員
真 鍋 信 彦	取締役 副社長執行役員 火力本部長
山 田 研 二	取締役 副社長執行役員 原子力本部長、土木建築部担当
白 井 久 司	取締役 常務執行役員 事業開発室長、経理部・資材部・情報システム部担当
西 崎 明 文	取締役 常務執行役員 総務部・立地環境部・人事労務部・総合研修所・総合健康開発センター・東京支社担当
小 林 功	取締役 常務執行役員 総合企画室長、再生可能エネルギー部・広報部担当
山 崎 達 成	取締役 常務執行役員 営業推進本部長
新 井 裕 史	取締役監査等委員（常勤） 監査等委員会委員長
川 原 央	取締役監査等委員（常勤）
森 田 浩 治	取締役監査等委員
井 原 理 代	取締役監査等委員
竹 内 克 之	取締役監査等委員
香 川 亮 平	取締役監査等委員
高 畑 富士子	取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役会長、取締役社長 社長執行役員および取締役 副社長執行役員は、いずれも代表取締役であります。
2. 取締役監査等委員 森田浩治、同 井原理代、同 竹内克之、同 香川亮平および同 高畑富士子は、いずれも会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 取締役監査等委員 森田浩治、同 井原理代、同 竹内克之、同 香川亮平および同 高畑富士子は、いずれも株式会社東京証券取引所が定める独立役員であります。
4. 当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結しております。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社取締役（監査等委員である取締役ならびに退任した取締役および監査役を含む。）であります。当社は、取締役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該保険契約において、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については保険金を支払わない旨を規定しております。また、免責金額等について定め、一定額に至らない損害については保険金を支払わない旨等を規定しております。
6. 取締役監査等委員 新井裕史は、約40年にわたって当社の経理業務に携わり、この間、経理部長、経理部担当役員を歴任しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 重要会議への出席、業務執行部門からの情報収集および内部監査部門等との連携を日常的に行うことを通じて、監査の実効性をより高めるために、取締役監査等委員 新井裕史および同 川原央を常勤の監査等委員に選定しております。

② 取締役の重要な兼職の状況

氏 名	兼職先および兼職の内容
佐 伯 勇 人	四 国 経 済 連 合 会 会 長
長 井 啓 介	四 国 生 産 性 本 部 会 長
白 井 久 司	株 式 会 社 S T N e t 取 締 役 株 式 会 社 四 電 工 取 締 役
西 崎 明 文	四 電 エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社 取 締 役 四 電 ビ ジ ネ ス 株 式 会 社 取 締 役
小 林 功	坂 出 L N G 株 式 会 社 取 締 役
山 崎 達 成	四 国 計 測 工 業 株 式 会 社 取 締 役 四 電 ビ ジ ネ ス 株 式 会 社 取 締 役
新 井 裕 史	株 式 会 社 S T N e t 監 査 役 四 電 エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社 監 査 役
川 原 央	四 国 電 力 送 配 電 株 式 会 社 監 査 役 四 国 計 測 工 業 株 式 会 社 監 査 役 坂 出 L N G 株 式 会 社 監 査 役 四 電 ビ ジ ネ ス 株 式 会 社 監 査 役 株 式 会 社 四 電 工 監 査 役
森 田 浩 治	株 式 会 社 伊 予 銀 行 相 談 役
井 原 理 代	株 式 会 社 百 十 四 銀 行 取 締 役 監 査 等 委 員
竹 内 克 之	旭 食 品 株 式 会 社 相 談 役
香 川 亮 平	株 式 会 社 百 十 四 銀 行 取 締 役 専 務 執 行 役 員 兼 C C O
高 畑 富 士 子	株 式 会 社 と き わ 取 締 役 社 長

- (注) 1. 当社は、社外取締役の兼職先のうち、株式会社伊予銀行、株式会社百十四銀行、旭食品株式会社および株式会社ときわとの間に電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、いずれも当社の当年度連結売上高の1%未満であります。また、当社は、株式会社伊予銀行および株式会社百十四銀行との間に、資金の借入等の取引があります。その他の社外取締役の兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
2. 取締役監査等委員 香川亮平は、2021年4月1日付で、株式会社百十四銀行の取締役副頭取兼CCOに就任いたしました。

③ 取締役の報酬等

a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（以下、「決定方針」といいます。）につきまして、取締役会の決議により、次の「取締役の報酬の決定方針」ならびに「取締役の報酬および決定手続き」に記載のとおり定めております。

（取締役の報酬の決定方針）

取締役の報酬については、当社の基本的使命の実現や持続的な企業価値の向上を目指す取締役の職責の対価として適切な報酬となるよう、会社業績や職務の内容・執行状況のほか、上場会社を中心とした他企業の報酬水準などを総合勘案のうえ、決定します。

（取締役の報酬および決定手続き）

- 1 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本となる月額報酬、基準となる指標を定めずに毎年度の業績等を考慮して株主総会の決議を得て支給する賞与および中長期的な業績の向上と企業価値の増大をねらいに支給する株式報酬により構成します。ただし、社外取締役の報酬は、月額報酬のみとします。
- 2 株式報酬（株式給付信託）は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、原則として取締役退任時に、在任中に付与されたポイント数に応じた当社株式および当社株式を時価換算した金銭が、信託を通じて給付されるものとします。
- 3 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬および株式報酬の支給割合については、9対1の割合を目安として設定し、賞与については、毎年度の業績等を考慮して、株主総会の決議および次項の決定手続きを経て支給額を定めるものとします。
- 4 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬は、社外取締役を中心とする「報酬検討委員会」の取締役会への答申に基づき、株主総会決議で定められた限度額等の範囲内で、月額報酬および賞与については、取締役会決議に基づく委任を受けて、取締役会長および取締役社長 社長執行役員が決定し、株式報酬については、取締役会で定めた役員株式給付規程に基づき、毎年、役位に応じて一定数のポイントを付与します。
- 5 監査等委員である取締役の報酬は、月額報酬のみとし、株主総会決議で定められた限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により個人別の報酬を決定します。

b. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬の額は、2017年6月28日開催の第93回定時株主総会において月額3,800万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は11名です。また、株式報酬は、2019年6月26日開催の第95回定時株主総会において、月額報酬とは別枠として、連続する3事業年度に当社が信託に拠出する金額は160百万円を上限とし、取締役に付与される1年あたりのポイント数の合計は5万ポイントを上限とすることが決議されております。当該定時株主総会終結時点の社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名です。

監査等委員である取締役の月額報酬の額は、2017年6月28日開催の第93回定時株主総会において月額1,000万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は6名です。

c. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当年度における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の月額報酬の額につきましては、取締役会決議による委任を受けて、取締役会長 佐伯勇人および取締役社長 社長執行役員 長井啓介が決定しております。

取締役会が権限を委任した理由は、当社の業務を総理する取締役会長および業務の執行を統轄する取締役社長 社長執行役員が、各取締役の職責等を踏まえて月額報酬の額を決定することが妥当であると判断したためであります。

取締役会は、委任した権限が適切に行使されるよう、報酬検討委員会に月額報酬の原案を諮問し答申を得るとともに、当該答申に基づき、株主総会決議で定められた限度額の範囲内で、取締役会長および取締役社長 社長執行役員が月額報酬の額を決定すべきこととする措置を講じております。

取締役会は、報酬検討委員会において、決定方針に基づいた総合的な検討のうえで答申がなされていることから、当該答申に基づき決定された月額報酬の内容は、決定方針に沿うものであると判断しております。

d. 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			支給人数
		月額報酬	賞与 (業績連動報酬等)	株式報酬 (非金銭報酬等)	
取締役 (監査等委員を除く。)	307百万円	276百万円	—	30百万円	8名
取締役(監査等委員)	108百万円	108百万円	—	—	7名
合 計	415百万円	384百万円	—	30百万円	15名

- (注) 1. 株式報酬の内容は、「a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」および「b. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」に記載のとおりであります。
2. 株式報酬の金額は、当年度の費用計上額を記載しております。
3. 報酬等の総額のうち、社外取締役5名分は42百万円であり、すべて月額報酬であります。

④ 社外取締役の主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
森 田 浩 治	当年度開催の取締役会11回、監査等委員会17回のすべてに出席し、独立した客観的な立場から適宜発言を行いました。また、報酬検討委員会および人事検討委員会の構成員として、独立した客観的な立場から各委員会の審議に参加いたしました。
井 原 理 代	当年度開催の取締役会11回のうち10回、監査等委員会17回のうち16回に出席し、独立した客観的な立場から適宜発言を行いました。また、報酬検討委員会および人事検討委員会の構成員として、独立した客観的な立場から各委員会の審議に参加いたしました。
竹 内 克 之	当年度開催の取締役会11回、監査等委員会17回のすべてに出席し、独立した客観的な立場から適宜発言を行いました。また、人事検討委員会の構成員として、独立した客観的な立場から委員会の審議に参加いたしました。
香 川 亮 平	当年度開催の取締役会11回、監査等委員会17回のすべてに出席し、独立した客観的な立場から適宜発言を行いました。また、人事検討委員会の構成員として、独立した客観的な立場から委員会の審議に参加いたしました。
高 畑 富士子	2020年6月25日就任以来開催の取締役会9回、監査等委員会12回のすべてに出席し、独立した客観的な立場から適宜発言を行いました。また、人事検討委員会の構成員として、独立した客観的な立場から委員会の審議に参加いたしました。

(3) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額等

a	当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	66百万円
b	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	133百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、aの金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積の算出根拠などを確認し、審議した結果、これらの内容は妥当であると判断したため、会計監査人としての報酬等の額について同意しております。

③ 非監査業務の内容

当社の子会社である株式会社 STNet は、会計監査人に対して、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく手続業務を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任することとしております。

また、上記の場合のほか、会計監査人に当社の監査を継続させることが相当でないと判断する合理的な理由がある場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案とすることとしております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

科 目	金額 (百万円)	科 目	金額 (百万円)
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
固 定 資 産	1,190,689	固 定 負 債	906,992
有形及び無形固定資産	940,873	社 債	349,988
水 力 発 電 設 備	58,593	長 期 借 入 金	370,300
汽 力 発 電 設 備	68,868	退職給付に係る負債	23,909
原 子 力 発 電 設 備	119,799	資 産 除 去 債 務	126,885
送 電 設 備	118,678	そ の 他	35,908
変 電 設 備	80,192		
配 電 設 備	202,067	流 動 負 債	187,666
その他の固定資産	100,758	1年以内に期限到来の固定負債	44,602
建設仮勘定及び除却仮勘定	123,491	コマーシャル・ペーパー	10,000
原子力廃止関連仮勘定	43,168	支払手形及び買掛金	42,371
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	25,254	未 払 税 金	11,900
		そ の 他	78,792
核 燃 料	93,869		
加工中等核燃料	93,869	引 当 金	7,811
		渇水準備引当金	7,811
投 資 そ の 他 の 資 産	155,947		
長 期 投 資	52,968	負 債 合 計	1,102,470
繰 延 税 金 資 産	31,728		
退職給付に係る資産	8,150		
そ の 他	63,131	(純 資 産 の 部)	
貸 倒 引 当 金	△ 30	株 主 資 本	318,381
		資 本 金	145,551
流 動 資 産	239,734	資 本 剰 余 金	35,198
現 金 及 び 預 金	65,494	利 益 剰 余 金	179,315
受取手形及び売掛金	101,558	自 己 株 式	△ 41,684
リース債権及びリース投資資産	15,440		
た な 卸 資 産	27,991	その他の包括利益累計額	7,297
そ の 他	30,080	その他有価証券評価差額金	1,779
貸 倒 引 当 金	△ 829	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,526
		為 替 換 算 調 整 勘 定	730
		退職給付に係る調整累計額	3,260
		非 支 配 株 主 持 分	2,275
		純 資 産 合 計	327,953
資 産 合 計	1,430,424	負 債 純 資 産 合 計	1,430,424

連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

科 目	金額 (百万円)
営 業 収 益	719,231
電気事業営業収益	616,375
その他事業営業収益	102,855
営 業 費 用	712,774
電気事業営業費用	621,147
その他事業営業費用	91,626
売 上 原 価	77,566
販売費及び一般管理費	14,060
営 業 利 益	6,456
営 業 外 収 益	6,529
受 取 配 当 金	1,483
受 取 利 息	547
有価証券売却益	1,477
為 替 差 益	1,369
持分法による投資利益	945
そ の 他	705
営 業 外 費 用	7,797
支 払 利 息	5,675
有価証券評価損	757
そ の 他	1,364
経 常 利 益	5,188
税金等調整前当期純利益	5,188
法 人 税 等	2,000
法人税, 住民税及び事業税	2,480
法人税等調整額	△ 480
当 期 純 利 益	3,188
非支配株主に帰属する当期純利益	188
親会社株主に帰属する当期純利益	2,999

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金額 (百万円)	科 目	金額 (百万円)
固 定 資 産	1,138,729	固 定 負 債	873,671
電気事業固定資産	268,103	社 債	349,988
水力発電設備	60,641	長期借入金	367,000
汽力発電設備	70,807	長期未払債務金	13
原子力発電設備	123,180	退職給付引当金	7,331
内燃力発電設備	20	資産除去債務	126,885
新エネルギー等発電設備	273	雑固定負債	22,452
業務設備	13,156		
貸付設備	24	流 動 負 債	162,133
附帯事業固定資産	2,735	1年以内に期限到来の固定負債	42,109
事業外固定資産	31	コマーシャル・ペーパー	10,000
固定資産仮勘定	186,751	買掛金	31,310
建設仮勘定	117,981	未払金	4,301
除却仮勘定	346	未払費用	25,155
原子力廃止関連仮勘定	43,168	未払税金	289
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	25,254	預り金	1,049
核 燃 料	93,869	関係会社短期債務金	47,616
加工中等核燃料	93,869	諸前受金	54
投資その他の資産	587,239	雑流動負債	246
長期投資	41,949	引 当 金	7,811
関係会社長期投資	516,348	渴水準備引当金	7,811
長期前払費用	6,705		
前払年金費用	2,147	負 債 合 計	1,043,616
繰延税金資産	20,133	株 主 資 本	264,827
貸倒引当金(貸方)	△ 45	資 本 金	145,551
		資 本 剰 余 金	35,198
流 動 資 産	176,210	資 本 準 備 金	35,198
現金及び預金	61,814	利 益 剰 余 金	122,547
売掛金	62,045	利 益 準 備 金	32,819
諸未収入金	8,136	その他利益剰余金	89,728
貯蔵品	14,105	海外投資等損失準備金	2
前払費用	857	繰越利益剰余金	89,726
関係会社短期債権	20,364	自 己 株 式	△ 38,470
雑流動資産	10,165		
貸倒引当金(貸方)	△ 1,279	評価・換算差額等	6,495
		その他有価証券評価差額金	1,787
		繰延ヘッジ損益	4,708
		純 資 産 合 計	271,323
合 計	1,314,939	合 計	1,314,939

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金額 (百万円)	科 目	金額 (百万円)
営 業 費 用	610,748	営 業 収 益	590,109
電 気 事 業 営 業 費 用	603,342	電 気 事 業 営 業 収 益	580,730
水 力 発 電 費	11,763	電 灯 料	186,826
汽 力 発 電 費	96,246	電 力 料	226,057
原 子 力 発 電 費	52,447	他 社 販 売 電 力 料	62,690
内 燃 力 発 電 費	9	使用済燃料再処理等	
新エネルギー等発電費	88	既発電料受取契約締結分	1,478
他 社 購 入 電 力 料	207,654	賠償負担金相当収益	1,108
販 売 費	14,424	廃炉円滑化負担金相当収益	406
貸 付 設 備 費	233	再エネ特措法交付金	92,155
一 般 管 理 費	24,527	電 気 事 業 雑 収 益	9,983
接 続 供 給 託 送 料	136,280	貸 付 設 備 収 益	22
原子力廃止関連仮勘定償却費	465		
再エネ特措法納付金	57,023		
事 業 税	2,390		
電力費振替勘定(貸方)	△ 210		
附 帯 事 業 営 業 費 用	7,406	附 帯 事 業 営 業 収 益	9,379
ガス供給事業営業費用	3,544	ガス供給事業営業収益	4,981
石炭販売事業営業費用	1,327	石炭販売事業営業収益	1,407
熱供給事業営業費用	806	熱供給事業営業収益	1,053
その他附帯事業営業費用	1,727	その他附帯事業営業収益	1,935
営 業 損 失	(20,638)		
営 業 外 費 用	7,300	営 業 外 収 益	10,301
財 務 費 用	5,910	財 務 収 益	7,145
支 払 利 息	5,673	受 取 配 当 金	3,165
社 債 発 行 費	237	受 取 利 息	3,980
事 業 外 費 用	1,389	事 業 外 収 益	3,155
固 定 資 産 売 却 損	1	固 定 資 産 売 却 益	1
有 価 証 券 評 価 損	757	有 価 証 券 売 却 益	1,477
雑 損	631	為 替 差 益	1,368
		雑 収 益	308
当 期 経 常 費 用 合 計	618,049	当 期 経 常 収 益 合 計	600,410
当 期 経 常 損 失	17,638		
税 引 前 当 期 純 損 失	17,638		
法 人 税 等	△ 5,470		
法 人 税 等	△ 7,451		
法 人 税 等 調 整 額	1,980		
当 期 純 損 失	12,167		

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年 5月12日

四国電力株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
高松事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川 合 弘 泰 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 越 智 慶 太 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池 田 哲 也 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、四国電力株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、四国電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年 5月12日

四国電力株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
高松事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 川 合 弘 泰 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 越 智 慶 太 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 池 田 哲 也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、四国電力株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第97期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

四国電力株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤)	新	井	裕	史	㊞	
監査等委員会委員長						
監査等委員(常勤)	川	原		央	㊞	
監査等委員	森	田	浩	治	㊞	
監査等委員	井	原	理	代	㊞	
監査等委員	竹	内	克	之	㊞	
監査等委員	香	川	亮	平	㊞	
監査等委員	高	畑	富	士	子	㊞

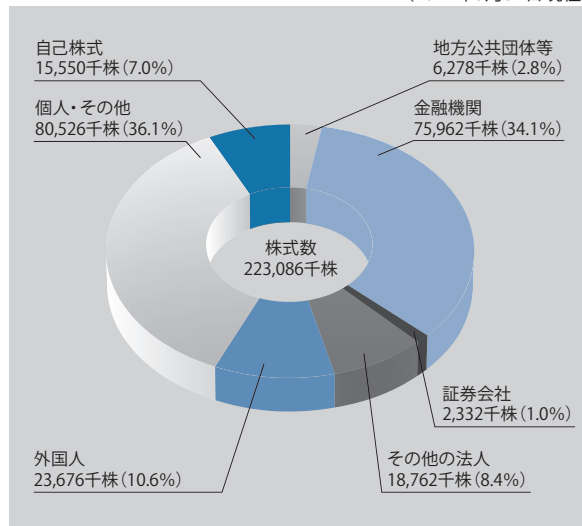
(注) 監査等委員 森田浩治、井原理代、竹内克之、香川亮平および高畑富士子は、会社法第2条第15号および第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

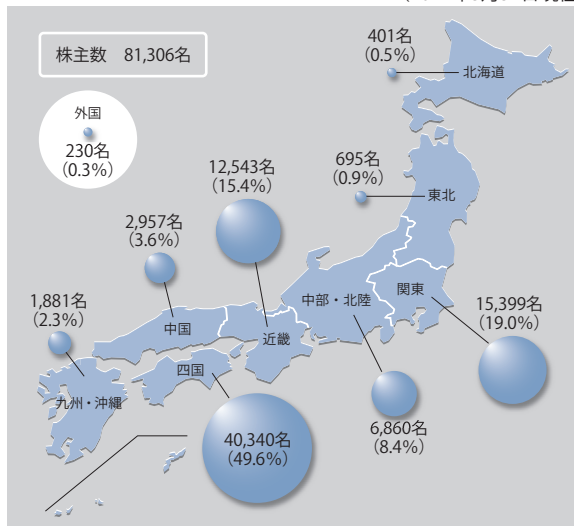
MEMO

株式 Information

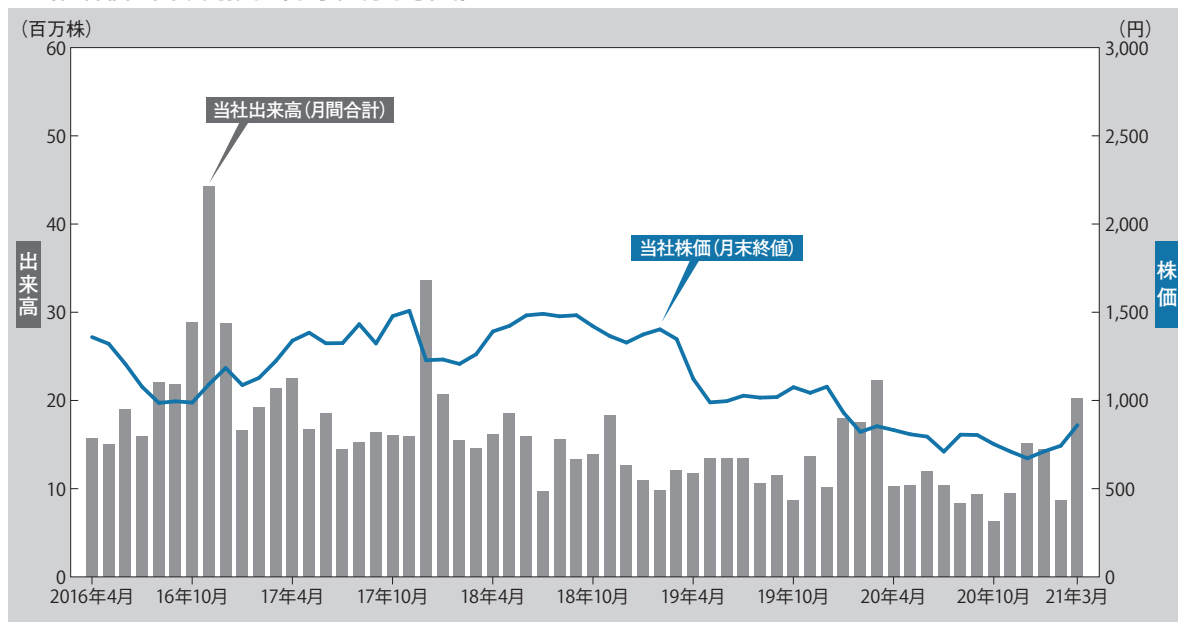
■ 株式分布 (所有者別) (2021年3月31日現在)



■ 株主分布 (地域別) (2021年3月31日現在)



■ 当社株価と出来高推移 (東京証券取引所)



株主メモ	
事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
公告方法	電子公告により、当社ウェブサイトに掲載いたします。 〈 https://www.yonden.co.jp/ 〉 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、高松市において発行する四国新聞に掲載いたします。
株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所	大阪市中央区北浜4丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(郵便物送付先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話お問い合わせ先)	0120-782-031 (通話料無料) 受付時間：9時～17時（土、日、祝日等を除く。）

株式に関するお問い合わせおよびお手続きは以下の窓口にお申し出ください。

証券会社に口座を
開設されている株主さま

お取り引き先の証券会社に
お申し出ください。

証券会社に口座を
開設されていない株主さま

三井住友信託銀行 証券代行部に
お申し出ください。

受け取られていない配当金に関するお問い合わせにつきましては、証券会社の口座開設の有無にかかわらず、上記の三井住友信託銀行 証券代行部にお申し出ください。